

「弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)」の概要

市では、弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定を検討しています。このため、以下の内容について、広く市民の皆様から御意見を募集します。

1 改正の趣旨

市が設置する廃棄物処理施設に搬入される廃棄物はほとんどが弘前地区環境整備事務組合から搬出される焼却灰となっている。この焼却灰を含む一般廃棄物及び産業廃棄物の処分手数料は、「弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成 18 年弘前市条例第 96 号)」を基に決定されており、平成 29 年に算定したものであるため、近年の物価高騰や施設老朽化による維持管理費の増加が考慮されていない状況であることから一部改正するものである。

2 改正の理由

①処分費用の財源確保

施設の運営費、維持管理費の財源確保

②廃棄物の排出抑制

処分費用を排出者が負担することで、「ごみを出すほど費用がかかる」という意識が生まれ、排出抑制や減量化につながる

③ごみの分別・資源化の促進

処分手数料の増額を契機として、資源物として分別できるものを資源化する意識が高まる

3 改正の内容

弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

- ・（一般廃棄物の処分手数料）第 17 条第 2 項

	種別	処分手数料の額
新	一般廃棄物	重量10キログラムまでごとに 150円 （税抜）
旧		重量10キログラムまでごとに <u>130円</u> （税抜）

- ・（産業廃棄物の処分費用）第 19 条第 2 項

	種別	処分手数料の額
新	産業廃棄物	重量10キログラムまでごとに 150円 （税抜）
旧		重量10キログラムまでごとに <u>130円</u> （税抜）

4 適用年月日

令和 9 年 4 月 1 日からの施行を予定

以 上